

年金記録確認福井地方第三者委員会（第40回）議事要旨

1. 日 時 平成20年10月1日（水） 13時から16時

2. 場 所 年金記録確認福井地方第三者委員会室（福井地方合同庁舎3階）

3. 出席者

（委員会）小酒井委員長、戸嶋委員、木村委員、乗竹委員、佐々木委員

（委員会事務室）鈴木事務室長ほか

4. 議 題

（1）申立事案の審議

（2）その他

5. 会議経過

（1）申立事案の審議

① 前回の委員会までに審議した国民年金3件及び厚生年金2件の計5件について引き続き審議を行ったほか、今回、新たに国民年金1件及び厚生年金4件の計5件について関連資料や周辺事情に基づく具体的な審議を行った。

② 上記のうち、継続審議を行った国民年金2件及び厚生年金1件について委員会として年金記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定し、総務大臣に報告することとした。

また、国民年金1件及び厚生年金1件について年金記録を訂正する必要はないと決定し、総務大臣に報告することとした。

さらに、他の5件についてあっせんを行うかどうかの結論は、次回以降に決定することとした。

（2）次回の委員会は10月8日（水）13時から上記委員会室で開催することとした。

〔 文責：委員会事務室
速報のため修正の可能性あり 〕

年金記録確認福井地方第三者委員会（第41回）議事要旨

1. 日 時 平成20年10月8日（水） 13時から16時
2. 場 所 年金記録確認福井地方第三者委員会室（福井地方合同庁舎3階）
3. 出席者
（委員会）小酒井委員長、戸嶋委員、木村委員、乗竹委員、佐々木委員、八木委員
（委員会事務室）鈴木事務室長ほか
4. 議 題
（1）申立事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）申立事案の審議
 - ① 前回の委員会までに審議した国民年金1件及び厚生年金6件の計7件について引き続き審議を行ったほか、今回、新たに国民年金1件及び厚生年金4件の計5件について関連資料や周辺事情に基づく具体的な審議を行った。
 - ② 上記のうち、継続審議を行った厚生年金1件について委員会として年金記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定し、総務大臣に報告することとした。
また、国民年金1件及び厚生年金4件について年金記録を訂正する必要はないと決定し、総務大臣に報告することとした。
さらに、他の6件についてあっせんを行うかどうかの結論は、次回以降に決定することとした。
- （2）次回の委員会は10月22日（水）13時から上記委員会室で開催することとした。

〔 文責：委員会事務室
速報のため修正の可能性あり 〕

年金記録確認福井地方第三者委員会（第42回）議事要旨

1. 日 時 平成20年10月22日（水） 13時から16時
2. 場 所 年金記録確認福井地方第三者委員会室（福井地方合同庁舎3階）
3. 出席者
（委員会）小酒井委員長、戸嶋委員、木村委員、乗竹委員、佐々木委員
（委員会事務室）鈴木事務室長ほか
4. 議 題
（1）申立事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）申立事案の審議
① 前回の委員会までに審議した国民年金1件及び厚生年金1件の計2件について引き続き審議を行ったほか、今回、新たに厚生年金5件について関連資料や周辺事情に基づく具体的な審議を行った。
② 上記のうち、継続審議を行った国民年金1件について委員会として年金記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定し、総務大臣に報告することとした。
また、厚生年金1件について年金記録を訂正する必要はないと決定し、総務大臣に報告することとした。
さらに、他の5件についてあっせんを行うかどうかの結論は、次回以降に決定することとした。

（2）次回の委員会は10月29日（水）13時から上記委員会室で開催することとした。

〔 文責：委員会事務室
速報のため修正の可能性あり 〕

年金記録確認福井地方第三者委員会（第43回）議事要旨

1. 日 時 平成20年10月29日（水） 13時から16時
2. 場 所 年金記録確認福井地方第三者委員会室（福井地方合同庁舎3階）
3. 出席者
（委員会）小酒井委員長、戸嶋委員、木村委員、乗竹委員、佐々木委員
（委員会事務室）鈴木事務室長ほか
4. 議 題
（1）申立事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）申立事案の審議
 - ① 前回の委員会までに審議した厚生年金6件について引き続き審議を行ったほか、今回、新たに厚生年金4件について関連資料や周辺事情に基づく具体的な審議を行った。
 - ② 上記のうち、継続審議を行った厚生年金1件について委員会として年金記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定し、総務大臣に報告することとした。
また、厚生年金3件について年金記録を訂正する必要はないと決定し、総務大臣に報告することとした。
さらに、他の6件についてあっせんを行うかどうかの結論は、次回以降に決定することとした。
- （2）次回の委員会は11月12日（水）13時から上記委員会室で開催することとした。

〔 文責：委員会事務室
速報のため修正の可能性あり 〕